令和5年度和歌山県介護サービス事業所等サービス提供体制確保事業補助金交付要 綱

(趣旨)

第1 知事は、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援するため、和歌山県内に所在する介護サービス事業所・施設等(令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱(令和5年3月28日付け老発0328第3号厚生労働省老健局長通知別紙。以下「実施要綱」という。)3(1)アに規定する介護サービス事業所及び介護施設等をいう。以下同じ。)が、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関しては、実施要綱及び和歌山県補助金等交付規則(昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2 補助金等の交付の対象となる事業は、実施要綱3 (1) に規定する緊急時介護人材 確保・職場環境復旧等支援事業とする。

(補助対象者)

第3 この補助金の交付の対象者(以下「補助対象者」という。)は、和歌山県内に所在 する介護サービス事業所又は介護施設等であって、別表「補助事業者」欄のいずれかに 該当するものを運営する者とする。

(補助対象経費)

第4 この補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)については、 令和5年4月1日から令和5年5月7日までの間に、新型コロナウイルス感染症への対 応において、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用であって、別 表の補助事業者の区分に応じ、同表の補助対象経費の欄に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第5 交付額の算定における基準単価は、実施要綱別添3に定めるとおりとし、補助金の 交付額は事業所・施設ごとに、基準単価(1定員当たりの金額としているものにあって は、基準単価に当該介護サービス事業所等の定員数を乗じて得た額)と対象経費の実支 出額とを比較して少ない方の額(当該金額に1,000円未満の端数があるときは、当 該端数を切り捨てた額)とする。

また、1 事業所・施設等につき実施要綱別添3(1)(r)、(1)(d)、(1)(d)それぞれを基準単価まで交付額とすることができる。

ただし、一定の要件に該当する自費検査費用(実施要綱別添1のとおり。)についての補助上限額は一人1回あたり2万円とし、実施要綱別添2-1に定める感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用については、令和5年度に適用する基準単価の範囲内とする。

なお、実施要綱(1)(ア)及び(ウ)の事業所・施設のうち特別な事情により基準単価を 超える必要がある場合については、個別協議を実施し、知事が特に必要と認める場合に 限り、基準単価を上乗せすることができる。

2 和歌山県内で複数の介護サービス事業所等を運営する者については、各介護サービス 事業者等ごとに前項の規定により算定した金額を合計した金額を交付額とすることがで きる。

(交付申請書の添付書類の様式等)

第6 補助金の交付の申請をしようとする事業者は、令和5年度和歌山県介護サービス事業所等サービス提供体制確保事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に、以下の書類を添えて知事に提出しなければならない。

添付書類	様式	提出期限
(1) 事業結果概要書	別記第2号様式	別に知事が定める。
(2) 収支決算書		
(3) 経費の精算根拠が確認できる書類		
(4)役員名簿(法人である場合に限る。)		
(5) その他知事が必要と認める書類		

2 補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に 係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費 税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる 部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消 費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助金額を補助対象経費で除して得た割合を乗 じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)がある場合は、これを 減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等 仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付の条件)

- 第7 規則第6条の規定により補助金の交付に際し、付する条件は、次に掲げるとおりと する。
 - (1) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないため、消費税及び地方消費税相当額を含めて申請した場合、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した際(消費税等仕入控除税額が0円である場合を含む。)は、その金額を消費税等仕入控除税額報告書(別記第3号様式)により速やかに(遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに)知事に報告するとともに、当該消費税等仕入控除税額を返還しなければならないこと。
 - (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。

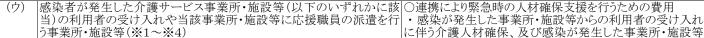
(請求書の省略)

- 第8 規則第16条の規定による補助金等交付請求手続きは省略することができる。 (実績報告及び額の確定)
- 第9 当該補助金については交付申請の日以前に事業が完了したことを必要とし、事業の 実績報告については規則第4条に規定する補助金の交付申請により当該実績報告があっ たものとみなす。
- 2 この補助金の額の確定は、規則第14条の規定にかかわらず、規則第5条の規定による補助金の交付決定により当該補助金の額の確定を行ったものとみなす。 (変更交付申請)
- 第10 補助金の交付決定後の事情により補助金の変更交付を受けようとするときは、補助金変更交付申請書(別記第4号様式)に変更後の事業結果概要書(別記第2号様式) 及び経費の積算根拠が確認できる書類を添えて知事に提出しなければならない。

附則

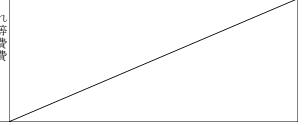
この要綱は、令和5年8月10日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。

7/142	補助事業者		事業者	補助対象経費				
				【緊急時の介護人材確保に係る費用】	【職場環境復旧・環境整備に係る費用】			
(7)	新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等(休業要請を受けた事業所・施設等を含む)	2	護サービス事業所・施設等(職員に複数	○職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保 ・緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、 損害賠償保険の加入費用、制宅困難職員の宿泊費、連携 機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査 費用(実施要綱別添1のとおり。(介護施設等に限る)) ○通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保 ・緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、 損害賠償保険の加入費用 ※代替サービス提供期間の分に限る	○介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用○感染性廃棄物の処理費用○感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用			
		4		○職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保 ・一定の要件に該当する自費検査費用(実施要綱別添1の とおり。(介護施設等に限る))				
		5	施設内療養を行った高齢者施設等(※5)	感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用 (実施要綱別添2-1のとおり。(高齢者施設等に限る))	感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用 (実施要綱別添2-1のとおり。(高齢者施設等に限る))			
(1)	新型コロナウイルスの流行 ビス事業所((ア)①、③に		い居宅でサービスを提供する通所系サー しない場合)	・○通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保 ・緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、 損害賠償保険の加入費用 ※代替サービス提供期間の分に限る	・代替場所の確保(使用料)、ヘルパー同行指導への謝			



- ・(ア)の①又は③に該当する事業所、施設等
- ・自主的に休業した介護サービス事業所

・感染が発生した事業所・施設等からの利用者の受け入れ に伴う介護人材確保、及び感染が発生した事業所・施設等 への介護人材の応援派遣のための、緊急雇用にかかる費 用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費 用、職員派遣に係る旅費・宿泊費



- ※1 介護施設等 … 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所(短期利用認知症 対応型共同生活介護を除く)、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅
- ※2 訪問系サービス事業所 … 訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型 訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(訪問サービスに限る)並びに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所((ア)の 事業を除く)及び居宅療養管理指導事業所
- ※3 短期入所系サービス事業所 ··· 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(宿泊サービスに 限る)並びに認知症対応型共同生活介護事業所(短期利用認知症対応型共同生活介護に限る)
- ※4 通所系サービス事業所 … 通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能 型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る)
- ※5 高齢者施設等 … 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人 ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

令和5年度和歌山県介護サービス事業所等サービス提供体制確保事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

所 在 地 名 称 代表者職氏名

令和5年度において、標記補助金の交付を受けたいので、補助金 円の 交付について、和歌山県補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請しま す。

なお、この申請に当たり同規則第5条の2に規定する補助金の交付の除外要件に該当することが判明した場合又は同規則第10条第2項の規定に違反した場合には、同規則第17条の規定に基づき補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

(補助金の振込先口座) ※申請者名義の口座にしてください。

銀行名・支店名:

口座種別:

口座番号:

(フリガナ):

口座名義人:

※通帳の写し(上記の内容が全て確認できるページ)を添付してください。

○ 消費税を除外した額で申請

○ 消費税を含む額で申請

【連絡先】

部署名	
担当者氏名	
電話番号	
E-mail	

事業結果概要書

(単位:千円)

_								(単位:下円)
				申請額				
No.	介護保険 事業所番号	事業所·施設名	サービス種別	(ア)感染者が発生した介護サービス事業所・施設等	(イ)居宅でサービス を提供する通所系 サービス事業所	(ウ)利用者の受け入 れや応援職員の派 遣を行う事業所・施 設等	計	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
		合言	+				_	

抗原検査費用

計

事業所•施設別個表 事フリガナ 介護保険事業所番号 事業所・施設の名称 所 提供サービス 定員 施 ※定員は短期入所系、入所施設・居住系のみ記載 (郵便番号 設 事業所・施設の所在地 \mathcal{O} 管理者の氏名 (ア)新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等 (休業要請を受けた事業所・施設等を含む)(福祉用具貸与事務所を除く) → アを記載 助成対象 (イ)新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅サービスを提供する通所系サービス事業所 区 分 1 ((ア)①、③に該当しない場合)→イを記載 ※該当する 項目をチェッ (ウ)感染者が発生した介護サービス事業所・施設等(以下のいずれかに該当)の利用者の クすること 受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等 → ウを記載 (ア)の①又は③に該当する介護サービス事業所・施設等 ・感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所 ア. 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等 基準単価 補助上限 千円 所要額 千円 助成対象区分2 ※下表から該当する番号を1つ選択して記入(複数該当する場合には一番小さい番号のものを記入) ① 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等 ② 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等 ③ 都道府県、保健所を設置する市又は特別区から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系 サービス事業所 ④ 感染症の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査をした介護施設等(①、②の場合を除く) ⑤ 病床ひつ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った高齢者施設等 経費内訳【区分2①~③,⑤】【緊急時の介護人材確保に係る費用】【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】 品目·数量等 科目 所要額(円) うち消費税額 賃金・報酬 旅費 需用費 役務費 委託料 施設内療養(従前分) 計 上限額 千円 経費内訳【区分2⑤】 算定根拠 科目 所要額(円) 施設内療養(追加分) 経費内訳【区分2④】 【緊急時の介護人材確保に係る費用】 内訳 所要額(円) うち消費税額 単価(円)一人1回あたり上限2万円 人数(名) PCR検査費用

イ. 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅サービスを提供する通所系サービス事業所

		基準単価		補助上限	千円	所要額	千円	
経費内訳	経費内訳 【緊急時の介護人材確保に係る費用】【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】							
科目	所要額(円)	うち消費税額	頁		品目·数量等			
賃金・報酬								
旅費								
役務費								
使用料及び賃借料								
計								

ウ. 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等の利用者の受け入れや 当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等

		基準単価		補助上限	千円	所要額	千円
経費内訳	【連携により	の緊急時の人材研	雀保支援を行うための	費用】			
科目	所要額(円)	うち消費税額	頁		品目•数量等		
賃金・報酬							
旅費							
役務費							
計							

収支決算書

事業所名	
サービス種別	

【支出の部】 (単位:千円)

内 容	(A)補助事業 に 要する経費	(B) 基準単価	補助金交付 見込額 A、Bのうち小さい額
ア. 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等施設内療養(追加補助)分			
イ. 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居 宅サービスを提供する通所系サービス事業所			
ウ. 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等の利用者の受け入れや当該事業所・施設等 に応援職員の派遣を行う事業所・施設等			
合計			

【収入の部】 (単位:千円)

区分	金額	備考
自己資金		
国補助金		充当不可
県補助金		
借入金		
その他		
合計額		

法人名称 :

 役職名	(ふりがな) 氏 名	住 所			月日	
1人40人口	氏 名	ц 771	元号	年	月	日
				1		

[※] 法人の登記事項証明書に記載されてる役員全員(現在就いている方)について記載してください。 ※ 収集した個人情報については、「介護サービス事業所等サービス提供体制確保事業補助金」に

ついてのみ使用し、その他の目的のためには使用しません。

番 号 令和 年 月 日

和歌山県知事 様

補助事業者所在地 補助事業者名(法人名/氏名) (役職・代表者名)

令和 年度消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け長第 号の により交付決定のあった令和5年度和歌山県介護サービス事業所等サービス提供体制確保事業補助金に係る消費税等仕入控除税額について、和歌山県介護サービス事業所等サービス提供体制確保事業補助金交付要綱第7の規定に基づき、下記の通り報告します。

記

- 1
 和歌山県補助金等交付規則第14条の補助金の額の確定額
 金
 円

 2
 消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額
 金
 円

 3
 補助金返還相当額
 金
 円
 - (注) 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

番号年月日

和歌山県知事 様

所在地 名 称 代表者職氏名

補助金変更交付申請書

年 月 日付け長第 号により交付決定を受けた令和5年度和歌山 県介護サービス事業所等サービス提供体制確保事業補助金について、変更交付を受けたいので、 下記のとおり申請します。

記

- 1 申請額 円
- 2 添付書類
 - · 事業結果概要書(別記第2号様式)